

第 1 章 序論

設問 1

改正会社法により、従来の会社法で使用した用語に変化はあるか。

設問 2

同一人物が、親会社と子会社の社外取締役を兼任することができるか。

設問 3

過去、甲社の業務執行取締役であった者（Ａ）が、甲社の社外取締役となることができるか。

設問 4

同一人物が、親会社と子会社の社外監査役を兼任することができるか。

設問 5

過去、甲社の取締役であった者（Ａ）が、甲社の社外監査役となることができるか。

第 2 章 監査等委員会設置会社

設問 6

監査等委員会設置会社において取締役の選任や解任はどのように行うか。

設問 7

監査等委員会設置会社に代表取締役はいるか。また、他に置くべき機関はあるか。

設問 8

監査等委員を代表取締役に選定することができるか？

設問 9

監査等委員会設置会社の取締役の員数に関する規定はどうなっているか。

設問 10

監査等委員には、監査役と同様の費用の前払請求権があるか。

設問 11

(取)取締役と(監)取締役の任期についての規定はどうなっているか。

設問 12

監査等委員には、取締役の指名や報酬への発言権があるか。

設問 13

監査等委員会の運営方法はどうか。

設問 14

指名委員会等設置会社では取締役会の権限を大幅に執行役に委任することができ、それが通例となっているが、監査等委員会設置会社でも同様の範囲で取締役会の権限を取締役に委任することができるか。

設問 15

監査等委員会設置会社は、特別取締役による議決の定めをすることができるか。

設問 16

そもそも、なぜ、監査等委員会設置会社の制度を新設したのか。

第3章 登記事項

設問 1

監査等委員会設置会社の登記事項は何か。

設問 2

そのほか、登記事項として新設されるものがあるか。

設問 3

社外取締役、社外監査役はどういうときに登記するのか。

第 4 章 登記手続きに関連する事項

設問 1

ある時点の発行可能株式総数が、そのときの発行済株式総数の 4 倍を超えてはならないのはどういう場合があるか。

設問 2

株式の併合の手続はどのように行うか。

設問 3

株式会社が株式の併合をするときに、反対株主が株式の買取請求をすることができるのはどういう場合か。

設問 4

有利募集の場合を除いて、公開会社が募集株式を発行等するときに株主総会の決議を要する場合があるか。

設問 5

募集株式の総数引受契約について株主総会（取締役会設置会社にあつては取締役会）の承認決議を要する場合があるか。

設問 6

組織再編（合併、株式交換、株式移転、会社分割）に際して、反対株主が買取請求をすることができないのは、どういう場合か。

第 5 章 その他の変更点

設問 1

次の手続のうち、法令又は定款に違反することを理由として、株主がその手続をやめることを請求することができるものはどれか？

- 1．株式の併合 - 2 2 2 (設問 58)
- 2．組織再編(合併、株式交換、株式移転、会社分割)
- 3．株式会社の組織変更 - 1 3 7
- 4．全部取得条項付種類株式の取得 - 1 9 1 (設問 19)
- 5．取得条項付株式の取得 - 1 9 2 (設問 20)
- 6．特別支配株主による株式等売渡請求に係る売渡株式の取得

設問 2

特別支配株主による株式等売渡請求とはどういう仕組みか。

設問 3

甲株式会社が乙株式会社の完全親株式会社である場合、甲株式会社の株主のうち一定の者が乙株式会社の役員等の責任を追及する訴えを提起することができるか。

設問 4

乙株式会社の旧株主が、乙株式会社の役員等の責任を追及する訴えを提起することができる場合があるか。

設問 5

反対株主の買取請求において、買取りの効果はいつ生じるのか。

設問 6

決議取消しの訴えの提訴権者に変更があるか。